

全自連会員制度のご紹介

令和6年9月

一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会

(vol.1.4)

①住所：東京都千代田区霞ヶ関3丁目6番14号三久ビル504

②役員等：

- ・共同代表（理事長） 樋渡啓祐（元武雄市長），〔調整中〕
- ・理事 鬼橋正敏（みどり法律事務所），本丸達也（リベラ株式会社）
- ・顧問弁護士 山田卓（三番町法律事務所）
- ・顧問 鈴木英敬（衆議院議員），鈴木康友（静岡県知事），
藤井直樹（元国土交通事務次官）

③事務局：

- ・事務局長 池上明子（元デジタル庁参事官補佐）

④目的：

公民連携及び自治体間連携等による地域公共交通の利便性向上及び持続可能性の確保を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

⑤業務内容：

- ・地域公共交通の活性化に関する自治体及び交通事業者に対する助言支援
- ・所管官庁及び自治体、関係機関との総合調整
- ・地域公共交通に関する調査研究
- ・地域公共交通の担い手の育成
- ・地域公共交通受託事業者に対する技術的支援及び情報共有
- ・地域公共交通に関する刊行物の出版
- ・地域公共交通に関する講習会、交流会等の実施
- ・公共ライドシェアの普及啓発及び利用促進
- ・本会の目的に適合する学会・団体等への参加協力
- ・その他当法人の目的を達成するために必要な事業

⑥設立日（法人登記）：令和6年4月1日



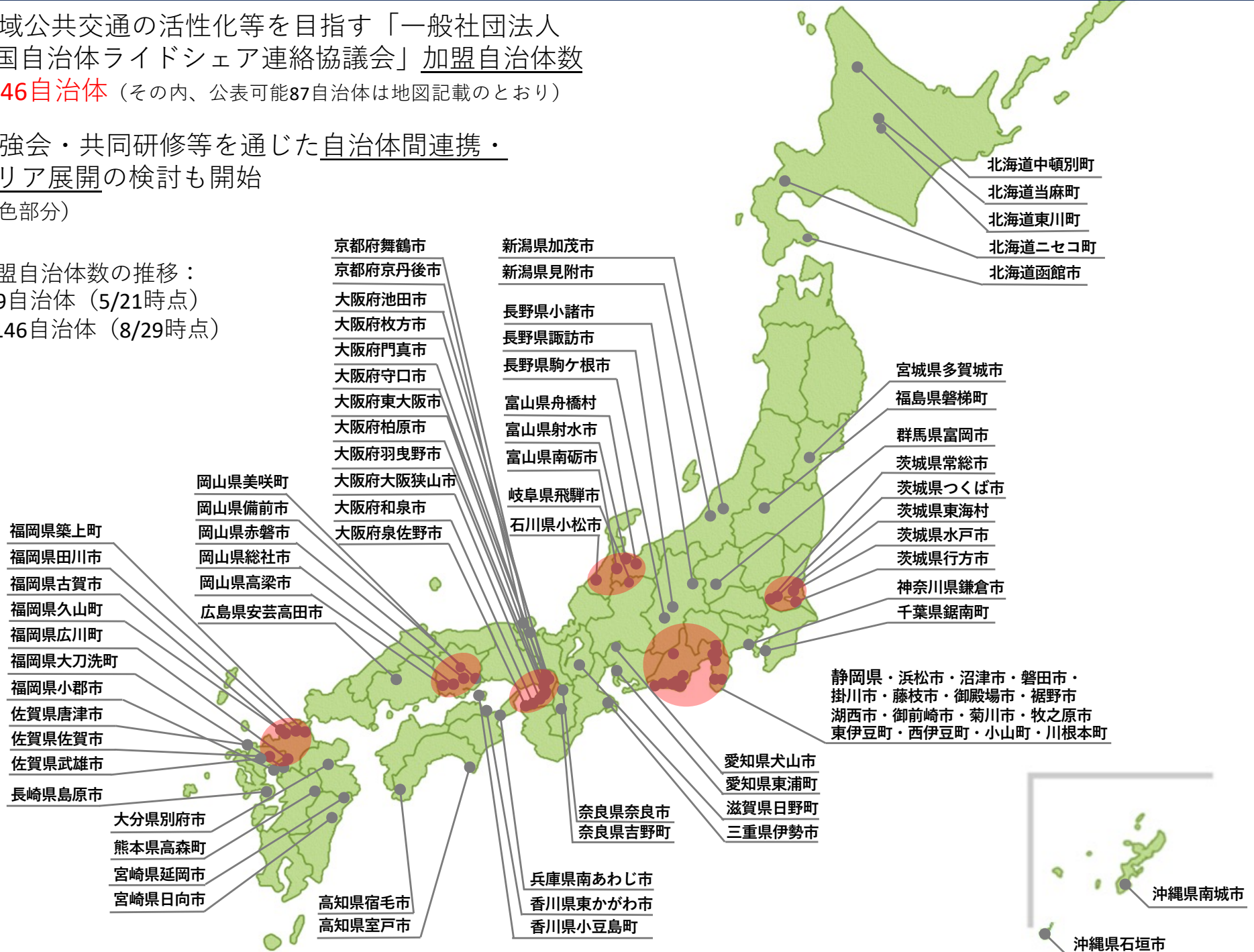
（参考）「全自連」事務所が入居するビル・所在地

2. 一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会加盟自治体

令和6年8月29日

- 地域公共交通の活性化等を目指す「一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会」加盟自治体数：**146自治体**（その内、公表可能87自治体は地図記載のとおり）
- 勉強会・共同研修等を通じた自治体間連携・エリア展開の検討も開始（赤色部分）

※加盟自治体数の推移：
119自治体（5/21時点）
→146自治体（8/29時点）



※自治体ライドシェア：道路運送法第78条第2号自家用有償旅客運送制度の愛称

一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会の会員は、自治体等会員及び事業者等会員で構成されています。

区分	自治体等向けサービス内容	事業者等向けサービス内容
自治体等会員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入会費・年会費：無料 ・ 月1回以上開催予定のオンライン勉強会・対面による特別講演等で最新情勢及び国の動向等の理解促進 ・ 自治体等から提供されるデータに基づく政策立案サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
事業者等会員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年会費：応相談 ・ 自治体会員等との個別意見交換 ・ 1on1サポート等個別サービスご提案 ・ 全自連が主催する国の政策動向に係る勉強会（解説会）への参加 ・ 全自連サイトを通じた広報等
プラチナ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年会費：300万円/年 ・ 自治体会員等との個別意見交換 ・ 全自連が主催する国の政策動向に係る勉強会（解説会）への参加 ・ 全自連サイトを通じた広報等
ゴールド		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年会費：100万円/年 ・ 全自連が主催する国の政策動向に係る勉強会（解説会）等への参加 ・ 全自連サイトを通じた広報等
シルバー		

※全自連運営の柔軟性及び機動性確保に鑑み、当分の間、会員の皆様の全自連社員及び理事等への就任は行いません。

※自治体等会員との個別提案に関する相談業務等及び成約後の事業推進に関する相談業務等については、別途委託料・コンサルティング料等の費用を必要といたします。別途費用が必要な相談業務等とは、当該事業者等会員の個別の事情や特有案件への対応が必要な事案で、かつこれに要する時間、労力、提供するノウハウの性質、得られる成果等から総合的に判断して、一般的な相談業務の範囲を超えると本法人が判断するものとします。

- ①目的 「自助・共助・公助」の精神のもと、地方を大切にし、活力ある地方を創ること
- ②組織 本会の目的に賛同して入会した地方公共団体の長を構成員とし、令和2年10月22日に発足
- ③会員 326人（内訳：知事12人・市区町村長304人・元職10人）
※関連団体：職員の会：516人、地方議員の会：294人（首長の会を含む3団体会員合計数：1,136人）
- ④役員 最高顧問：鈴木英敬（衆議院議員）、鈴木康友（静岡県知事）
会長：田中幹夫（富山県南砺市長）
事務総長：樋渡啓祐（元佐賀県武雄市長）
事務総長代理：池上明子（元デジタル庁参事官補佐）
事務局長：田辺一城（福岡県古賀市）
- ⑤事業 本会の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1)活力ある地方を創るための提言
 - (2)活力ある地方を創るための情報・資料の収集及び提供
 - (3)活力ある地方を創るための研修
 - (4)活力ある地方を創るための政府等との協力及び応援
 - (5)その他本会の目的を達成するために必要な事業
- ⑥活動実績 総会（年1回・対面）、意見交換会（月1回以上・オンライン）
政策提言（適宜）、緊急首長アンケート（適宜）等



毎月様々なテーマの下で行う意見交換会の様子（Zoom）



左,上：令和6年度総会の様子（参議院議員会館）



地域住民・ステイクホルダーと共に行う特別講演の様子（全国各地で対面開催）

問合せ先 localgov01@gmail.com（代表）
事務所 東京都千代田区霞ヶ関3丁目6番14号504

* 「i-Chan」：自家用有償旅客運送制度（道路運送法第78条第2号）の愛称

現在、「i-Chan」統一規格を設計中。

本年8月から「i-Chan」ブランドの利用募集を開始。希望自治体等へは「i-Chan スタートセット」無料配付。ステッカー等必要物品の共同調達実施等自家用有償旅客運送制度に係る導入コストの大幅削減も目指す。



「i-Chan スタートセット」
 全国の事例紹介、配車アプリ紹介、担当者ToDoリスト 等

◀「i-Chan」ロゴマーク（認証マーク）

愛称は公募で決定。募集作品の中で最も多かった「愛」「私」という意味を連想させる「i」に加えて、高齢者や子どもたちも呼びやすく、「ちゃん、さん」が持つ親しみやすさを外国人観光客にも感じてもらう効果をもつ。



「i-Chan」先行自治体記者発表の様子（令和6年2月22日）
 左から:大分県別府市（6月）、富山県南砺市（4月）、右:石川県小松市（2月）

※（ ）内は開始月。いずれも令和6年

iPhone・Android
 ダウンロードはこちら

クレジットカードによる
 お支払いが可能

小松市ライドシェア
 支払い方法が増えました!

運賃
 初乗り1kmまで 400円
 以降、300mごとに 100円

運行時間
 毎週木・金・土曜日
 17:00~24:00

支払い方法
 PlayPay
 現金
 クレジットカード

運行エリア
 小松市・能美市・加賀市

お電話からの予約はこちら
 050-3493-0068

電話予約受付時間
 16:00~24:00

アプリからの予約方法

無料乗車クーポン

石川県小松市住民等に向けたフライヤー

**南砺市版自治体ライドシェア
 が利賀地域からはじまります**

タクシーのように自宅から目的地まで行くことのできる安心安全な移動手段が令和6年4月1日から利賀地域で実証運行をスタートします。便利にお気軽にご利用ください!

【運行地域】
 利賀地域内
 (市営バス「村内線」運行エリア内)

【利用対象者】
 どなたでもご利用できます
 (観光客の方もご利用可能です)

【運行時間】
 9:00~15:30

【予約受付】
 電話受付(電話番号:0763-77-3965)
 ※利用希望日の前日午後5時までの予約が必要です

予約の際は、お名前、ご住所(出発地)、何時に(時間)、どこへ行きたいか(目的地)をお知らせください。

【利用料金】
 お1人1乗車につき500円

○「自治体ライドシェア」とは
 自治体が主体となり、道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送制度に基づく交通空白地における交通サービスを提供する仕組みです。
 今後、運行時間帯や運行区域の拡大等についても検討したいと考えております。

<問い合わせ>
 南砺市政策推進課交通政策係 電話:0763-23-2052

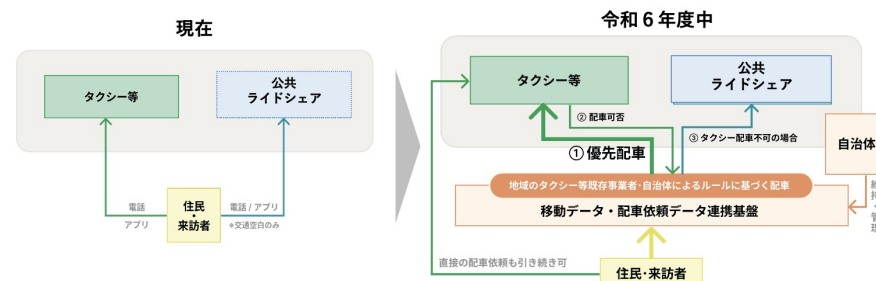
富山県南砺市住民等に向けたフライヤー

データ連携基盤の開発・実装（令和7年3月）

利用者（住民・来訪者）は既存アプリを活用でき、利用者起点で最適な移動手段を自動で選択できるシステムの構築を目指す。

タクシーとの共同運営の円滑な実装

- ・タクシーと公共ライドシェアとを一体的・効率的に配車することを可能とするシステムを、令和6年度中に開発・実装
- ・実施主体：富山県南砺市及び石川県小松市（デジタル田園都市国家構想交付金タイプ5採択）

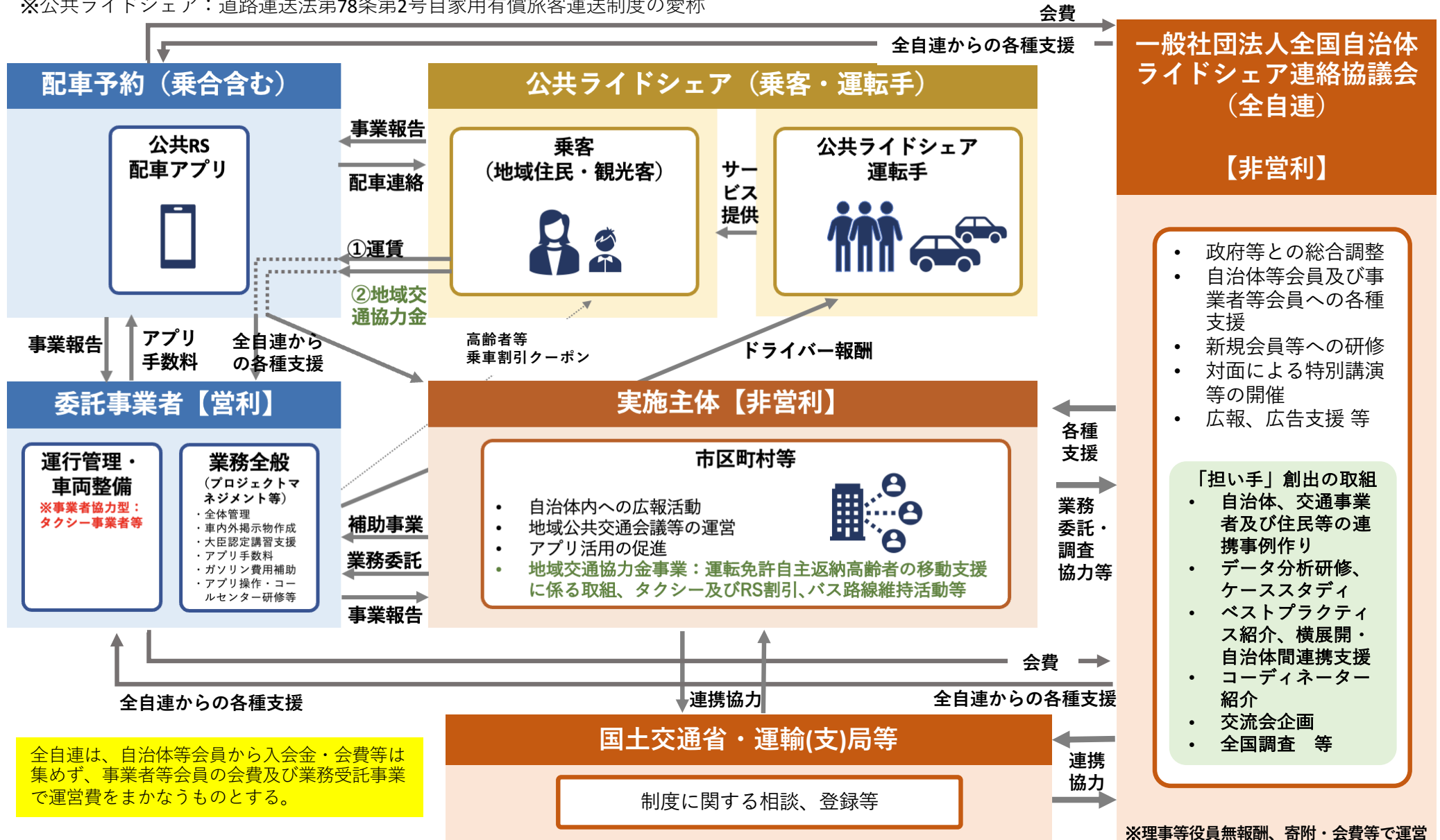


「i-Chan」に係る問合せ先（全国自治体ライドシェア連絡協議会）
 E-mail info@zenjiren.or.jp / 住所 東京都千代田区霞ヶ関3丁目6番14号504

【参考】「公共ライドシェア」基本パッケージ

令和6年7月1日

※公共ライドシェア：道路運送法第78条第2号自家用有償旅客運送制度の愛称



- ・ 政府等との総合調整
- ・ 自治体等会員及び事業者等会員への各種支援
- ・ 新規会員等への研修
- ・ 対面による特別講演等の開催
- ・ 広報、広告支援等

- 「担い手」創出の取組
- ・ 自治体、交通事業者及び住民等の連携事例作り
 - ・ データ分析研修、ケーススタディ
 - ・ ベストプラクティス紹介、横展開・自治体間連携支援
 - ・ コーディネーター紹介
 - ・ 交流会企画
 - ・ 全国調査等

全自連は、自治体等会員から入会金・会費等は集めず、事業者等会員の会費及び業務受託事業で運営費をまかなうものとする。

- ・ 各自治体は、この「基本パッケージ」をカスタマイズ可能
- ・ この「基本パッケージ」は2年間又は3年間（登録有効期間に合わせる）を有効期限とし適宜見直すものとする。※事業者協力型の場合は5年

入会の申込みは、こちらから

「一般社団法人全国自治体ライドシェア
連絡協議会」入会／退会登録フォー
ム（兼担当者登録フォーム）



一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会
代表アドレス：info@zenjiren.or.jp

※入会を検討中の自治体等は、メールにてお気軽にご連絡ください。